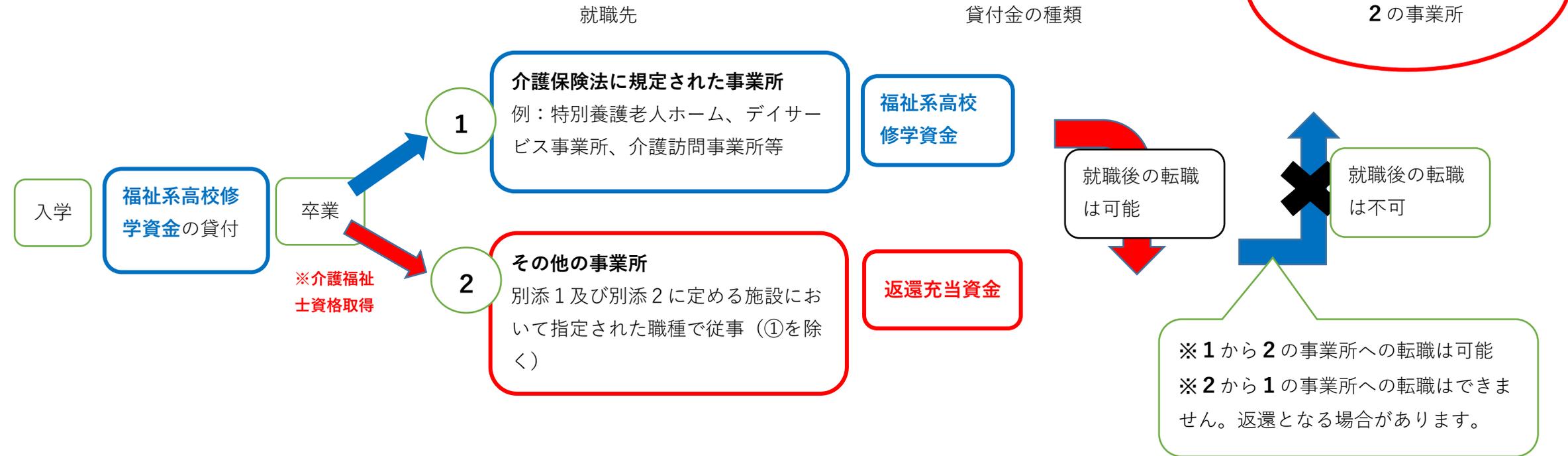


## 卒業後の進路等について

- 卒業後返還免除となる事業所等は次の2種類です。
- 就職先の事業所によって、貸付金の種類が異なります。

・ **福祉系高校修学資金** ・ **返還充当資金**

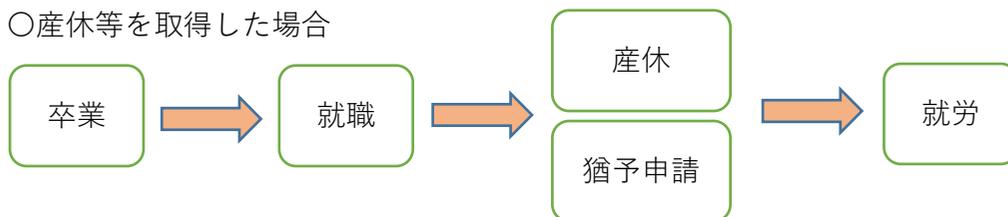


- 大学へ進学し、保育士等の資格を取得した場合（例）



上のケースはあくまで1つの例であって、社会福祉士、精神保健福祉士なども対象となります。詳しくは、別添1及び別添2の表でご確認ください。

- 産休等を取得した場合



産休期間は、就労が猶予されますが、返還免除の対象期間には算入されません。産休の他に、災害、疾病、負傷などやむを得ない場合も就労が猶予されます。